

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 地方交付税法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 9 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 63 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 22 年 12 月 3 日
【法令のあらまし】	<p>予算により増額された平成22年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。(附則第2条関係)</p> <p>【地方交付税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第五号）の一部改正】 平成22年度分の地方交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用を改定する。(附則第3条関係)</p> <p>【地方交付税法の一部改正】 平成22年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債の額は、平成22年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内とする。(附則第6条の2関係)</p>
【改正される法令】	地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）